



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名	オ リ ジ ン 電 気 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 妹 尾 一 宏
コ ー ド 番 号	6513 東 証 第 一 部
問 合 せ 先	取 締 役 執 行 役 員 樋 口 淳 一 管 理 本 部 長 T E L (048-755-9711)

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、以下のとおり、商号の変更を行うことを決議いたしました。それに伴いまして定款の一部変更を平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 117 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、商号の変更については、本定時株主総会にて定款の一部変更の議案が承認可決されることを条件といたしております。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は昭和 13 年に電気炉、亜硫酸銅整流器の製造を目的に、富士電炉工業として東京で創業しました。その後、整流素子の開発、配電盤の製造事業へと移行、電話網整備計画とともに事業を拡大し、昭和 27 年に社名をオリジン電気に変更しました。昭和 30 年に溶接機、昭和 32 年に合成樹脂塗料、昭和 36 年にベアリング製造と、電源機器や半導体の開発で培われた多様な要素技術をベースに新規事業を発足させました。現在はエレクトロニクス事業として電源機器、メカトロニクス事業として溶接機などのシステム機器、ケミトロニクス事業として合成樹脂塗料、コンポーネント事業として半導体デバイス、精密機構部品を製造販売しています。

このように当社の事業は従来の電源機器や半導体製造の領域を超えて大きく進化・拡大していることから、このたびオリジン電気株式会社の商号を株式会社オリジンへ変更することとしました。

今回の商号変更を契機として、株式会社オリジンは更なる飛躍を目指します。

(2) 新商号（英文表記）

株式会社オリジン（英文：Origin Company, Limited）

(3) 変更予定日

平成 31 年 4 月 1 日

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

現行定款第1条（商号）の変更を行うためのものとします。

(2) 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりとします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条（商号） 当社は、 <u>オリジン電気株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Origin Electric Company, Limited</u> と表示する。 (新設)	第1章 総 則 第1条（商号） 当社は、 <u>株式会社オリジン</u> と称し、英文では、 <u>Origin Company, Limited</u> と表示する。 附則 <u>(定款の一部変更の効力発生日)</u> <u>第1条の変更の効力発生日は、平成31年4月1日とする。</u> <u>なお、本附則は第1条の変更の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成30年6月28日

定款変更（商号変更）の効力発生日 平成31年4月1日

以上